整理番号　　－

化学物質等のリスクアセスメント等の実施に関する自主点検表

大分労働局

事業場名		所 在 地	
点検者職氏名	電話番号　　－　　－	労働者数	名

Q１　リスクアセスメント対象物の製造・取扱いの状況について回答してください。

※リスクアセスメント対象物・・・「表示・通知対象物質（ラベル表示・SDS 交付義務対象物質）」と同一です。厚生労働省ホームページ「職場のあんぜんサイト」で検索できます。

※製造・・・化学的に合成するほか、混合、濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも製造に該当します

□製造している
□取り扱っている
□ 製造も取扱いもない
　└→ **点検終了です**

Q２　製造又は取り扱うリスクアセスメント対象物について回答してください。

物質名称	取り扱う場合、その用途	1 日当たりの使用量	製造又は取扱いの頻度※

※主な 6 物質まで回答してください。　※頻度・・・「毎日」、「週に数回」、「月に数回」、「年に数回」、「その他（詳細を記載してください）」

Q３　がん原性物質を製造又は取り扱っていますか。（がん原性物質）	□はい　□いいえ
Q４　濃度基準値設定物質を製造又は取り扱っていますか。（濃度基準値設定物質）	□はい　□いいえ
Q５　化学物質等（又は化学物質等を含む製品）を**他の事業者に譲渡・提供・販売**していますか。	□はい　□いいえ
Q６　Q５で「はい」と回答した場合、譲渡する化学物質等（又は化学物質等を含む製品）に**ラベル表示**を行い、**安全データシート（SDS）**等を譲渡・提供・販売先に通知していますか。	□はい　□いいえ

Q７　**化学物質管理者を選任**し、化学物質等の危険性又は有害性等の調査等の実施に関する技術的事項の管理を行わせていますか。	□はい　□いいえ
Q８　選任する**化学物質管理者**に**必要な講習**を受講させていますか。	□はい　□いいえ
Q９　選任した**化学物質管理者**の**氏名を見やすい箇所に掲示**するなどにより、労働者に周知していますか。	□はい　□いいえ

Q10　リスクアセスメントの結果の措置として保護具を着用させる場合、必要な知識を有する**保護具着用管理責任者を選任**して、①適正な保護具の選択、②保護具の適正な使用、③保護具の保守管理に関する事項を管理させていますか。	□はい　□いいえ □該当なし
Q11　選任した**保護具着用管理責任者の氏名を見やすい箇所に掲示**するなどにより労働者に周知していますか。	□はい　□いいえ

Q12　**衛生委員会（又は安全衛生委員会）**の運営規程等に**調査審議事項**として化学物質等のリスクアセスメント等に関することを規定していますか。	□はい　□いいえ
Q13　**安全衛生委員会**において、リスクアセスメント等の実施状況、結果に基づく措置の実施状況、リスクアセスメント健康診断の実施状況等、今後の予定等について調査審議していますか。 ※安全衛生委員会の設置義務がない労働者数が 50 人未満の事業場においては、労働者の意見聴取を行っていますか。	□はい　□いいえ

（裏面へ続く）

Q14 労働者への危険が予測される作業、化学物質等を選定し、作業標準、機械設備等の仕様書、ＳＤＳ等の資料･情報を入手し、**危険性又は有害性の特定**を行っていますか。	□はい　□いいえ
Q15 次の①～⑤に該当する場合に、**リスクアセスメント**を実施していますか。 ①リスクアセスメント対象物を原材料等として新たに採用し、又は変更するとき ②リスクアセスメント対象物を製造又は取り扱う業務に係る作業の方法･手順を新規に採用し、又は変更するとき ③リスクアセスメント対象物による危険性･有害性について変化が生じ又は生ずるおそれがあるとき ④過去に提供された安全データシート（以下「SDS」という。）の危険性又は有害性に係る情報が変更されたとき ⑤濃度基準値が新たに設定されたとき又は当該値が変更されたとき	□はい　□いいえ
Q16 特定された危険性又は有害性について**リスクの見積り**を行っていますか。	□はい　□いいえ
Q17 **濃度基準値設定物質**を製造又は取り扱っている場合、リスクアセスメント等において、労働者のばく露濃度が**基準値以下**であることを確認していますか。	□はい　□いいえ □製造･取扱いなし
Q18 リスクアセスメント見積りの過程において、数理モデル等による推計におけるばく露濃度が濃度基準値の２分の１を超えている場合、**測定により、濃度基準値以下であることを確認**していますか。	□はい　□いいえ □該当なし
Q19 リスクアセスメントの結果を踏まえ、**リスク低減措置の検討**を行っていますか。	□はい　□いいえ
Q20 **優先順位の高いリスク低減措置を採用**するようにしていますか。 ※優先順位 ①よりリスクが低い代替物への変更　②工学的措置（密閉化等の設備的対策） ③管理的措置（作業手順見直し、作業者への教育等）　④個人用保護具	□はい　□いいえ
Q21 化学物質等のリスクアセスメント等の結果に基づき実施する健康診断等の要否について、**労働者の意見を聴取**した上で、判断していますか。又は判断することとしていますか。	□はい　□いいえ
Q22 **濃度基準値設定物質**について、**濃度基準値を超えた**おそれがあった場合に、安衛則第 577 条の２第４項に基づく**健康診断**を速やかに実施していますか。又は実施することとしていますか。	□はい　□いいえ □製造･取扱いなし
Q23 化学物質等のリスクアセスメント等の結果に基づく措置、労働者のばく露状況、関係労働者の意見聴取状況について**記録を作成し、３年保存**していますか。	□はい　□いいえ
Q24 ＳＤＳとリスクアセスメントの結果等を**労働者に周知し、教育**を行っていますか。	□はい　□いいえ
Q25 リスクアセスメント対象物のうち、**がん原性物質**を製造し又は取り扱っている場合、**労働者の氏名や作業記録、ばく露状況等を作成**し、**30 年保存**していますか。	□はい　□いいえ □製造･取扱いなし
Q26 **皮膚等障害化学物質**を取り扱う場合、**不浸透性の保護具を着用**させていますか。	□はい　□いいえ □取扱いなし
Q27 リスクアセスメント対象物を小分けにして保管する際は、当該物の**名称と人体に及ぼす作用について、容器等に表示**する等により、当該物を**取り扱う者に明示**していますか。	□はい　□いいえ □該当なし
Q28 **リスクアセスメント対象物を製造し又は取り扱う設備に係る改造、修理、清掃等**（当該設備を分解する作業又は当該設備の内部に立ち入る作業に限る）**の注文**がある場合に、当該注文の**請負人に対し、当該リスクアセスメント対象物の有害性等の情報を文書交付等で通知**していますか。	□はい　□いいえ □該当なし
Q29 **労働者の雇入れ時**に化学物質の危険有害性に関する事項等を**教育**していますか。	□はい　□いいえ

Ｑ６以降の点検で「いいえ」がついた項目については、改善に取り組んでください

参考資料・参考サイト

職場のあんぜんサイト 化学物質対策トップページ

リーフレット「新たな化学物質規制が導入されます」

化学物質 新たな規制に関するＱ＆Ａ

リスクアセスメント 業種・作業別マニュアル

２月６日開催 第２回化学物質管理強調月間等説明会のご案内

点検表の提出について

下記のいずれかの方法により、点検表を提出してください。

①WEB 上で回答する　②電子メールで送信する
③郵便で送付する　④労働局又は監督署の窓口へ持参する

大分労働局　化学物質対策

WEB回答とメールアドレスは「化学物質対策特設サイト」から

点検表の提出先・問合せ先

大分労働局 労働基準部 健康安全課
〒870-0037
大分市東春日町 17-20 大分第２ソフィアプラザビル６階
電話　097－536－3213
メール　kenkouanzenka-ooitakyoku@mhlw.go.jp